

議案第40号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の128の2の2の項中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同項を同表の1の128の2の3の項とし、同表の1の128の2の項の次に次のように加える。

128の2の2 建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内の建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可	1件 160,000円	許可申請のとき
---	-------------	---------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第72号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正されたことに伴い、特定用途誘導地区内の建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可に係る手数料を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）			1 手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務に係る手数料を除く。）		
手数料を徴収する事項	額	徴収時期	手数料を徴収する事項	額	徴収時期
（現行に同じ。）			（ 省 略 ）		
<u>128の2の2 建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内の建築物の容積率又は建築面積に関する制限の適用除外に係る許可</u>	1件 160,000円	許可申請のとき			
<u>128の2の3 建築基準法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適</u>	（現行に同じ。）		<u>128の2の2 建築基準法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適</u>	（ 省 略 ）	

用除外に係る許可		用除外に係る許可	
(現行に同じ。)		( 省 略 )	
(備考現行に同じ。)		(備考省略)	
2・3 (現行に同じ。)		2・3 (省略)	